| （改　正　後） | （改　正　前） |
| --- | --- |
| 自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）  **１～１０．**省略  **１１.（中間利息定期貯金）**  （１）中間利息定期貯金の利息については、第４条の規定を準用します。  （２）省略  （３）中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第４条第２項第２号の  Ｂの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。  **１２．**以下省略    以　上  （令和4年11月4日現在） | 自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）  **１～１０．**省略  **１１.（中間利息定期貯金）**  （１）中間利息定期貯金の利息については、第３条の規定を準用します。  （２）省略  （３）中間利息定期貯金の証書を発行した場合には、この貯金の継続にあたり、第３条第２項第２号の  Ｂの規定にかかわらず、中間利息定期貯金の元利金は合計しません。  **１２．**以下省略  以　上  （令和4年4月1日現在） |